

平成26年12月1日

第65回 神戸市個人情報保護審議会

農地台帳システムへの情報項目の追加について

(農業委員会事務局)

神農委 第361号

平成26年12月1日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市農業委員会

会長 井上 重信



神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

農地台帳システムにおける情報項目の追加について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

(担当)

農業委員会事務局

農地台帳システムにおける情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

注) 下線部分は、今回の情報追加項目

●農地情報

土地の所在

土地の地図

地目 (登記簿、現況)

面積 (登記簿、現況)

地域区分

農業振興地域 (農用地、農用地外、農業振興地域外、除外年月日、除外理由)

都市計画法 (市街化区域、市街化調整区域)

生産緑地法 (指定有無)

所有者 (氏名、住所)

所有者の農地に関する意向

共有農地 (共有者氏名、住所、持分割合)

耕作者 (氏名、住所)

●権利関係

権利設定の内容 (根拠法、種類、存続期間 (設定期間、始期・終期年月日、借賃額)、  
転用目的)

農地中間管理権 (農地中間管理機構の権利取得年月日、解除年月日)

利用配分計画 (設定期間、始期・終期年月日、借賃額)

納税猶予の適用状況 (有無、制度上の分類、特定処分対象農地)

相続の届出 (年月日、届出事由、権利取得者氏名)

仮登記の設定 (年月日、仮登記権者)

●遊休農地関係

利用状況調査 (年月日、結果)

利用意向調査 (年月日、結果、所有者が確知できない農地 (調査区分、公示年月日、通知年月日))

農地中間管理機構との協議、勧告、県知事の裁定、措置命令 (年月日、根拠)

●農家情報

世帯員氏名、続柄、性別、生年月日

世帯主

世帯責任者、農業経営主、農業あとつぎ、認定農業者、農業従事数、兼業の形態

農業者年金

営農の状況 (主要農機具 (台数)、農業施設 (面積)、主要家畜 (頭数)、  
主な販売収入 (部門))

各種交付金補助金支援状況 (環境保全型農業直接支払交付金・多面的機能支払交付金・  
中山間地域等直接支払 (有無))

## 農地台帳システムへの情報項目の追加について

### 1 背景

農業委員会では、農地事務を的確に行うため、農地に関する情報（所有者、農地の所在、権利関係等）を記録した農地台帳をシステム処理している。

農地台帳は、これまでは事務参考のため作成する位置づけであったが、農業の担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業、以下「担い手」とする）への農地利用集積の促進等のため、農地法改正により、その作成と公表が法定化された。

### 2 農地法改正の概要

#### (1) 農地台帳の作成と公表

農業委員会は農地台帳を作成するとともに、農地台帳と農地に関する地図の公表が義務付けされた。

具体的には、全国農業会議所（各市町の農業委員会の連絡調整等を目的に「農業委員会等に関する法律」に基づき設置されている農業委員会の上部団体）が、農業委員会からの農地台帳に係る情報のうち指定されたデータの提供を受け、インターネットで公表する。また、農地情報と所有者氏名等について、農業委員会の窓口における公表（閲覧）の対象者を、これまでの農家の世帯員のみから広く一般に拡大する。

#### (2) 遊休農地（耕作放棄地）に対する指導

農業委員会が全農地を対象に毎年実施している利用状況調査により把握した遊休農地の所有者に対して、農地中間管理機構（農地の集積のため、農地を借受け（農地の中間管理権）、担い手に貸し付ける業務を行う公的機関（各都道府県に1カ所設置））を活用して解消を図るよう指導手続きが強化された。

#### (3) 情報の相互利用

農地行政の連携を推進するため、市と農業委員会は、それぞれ保有する農地の情報を、その保有に当たって特定された利用以外の目的のために内部で利用し、相互に提供できることが法的に明確化された。

\*改正は平成26年4月1日施行。ただし、(1)については経過措置により平成27年4月1日から実施。

### 3 追加する情報項目と効果

#### (1) 農地台帳システムへの情報項目の追加

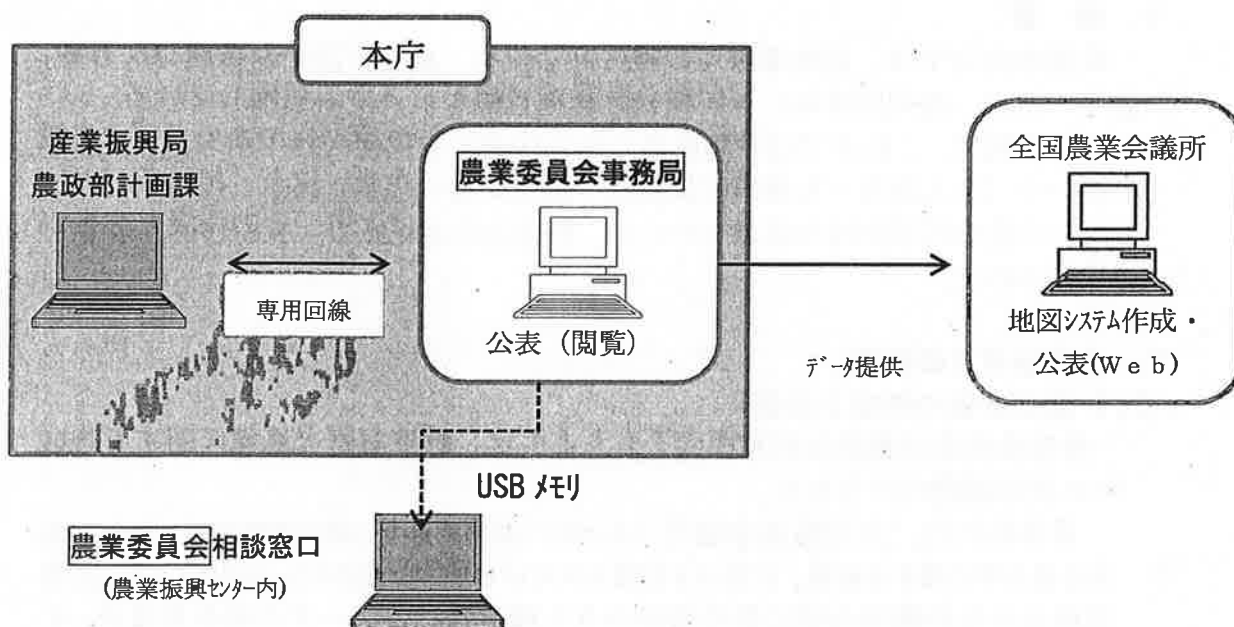
担い手への利用集積促進等のため、法令等に基づき情報項目の追加を図る。

- ・農地中間管理権と利用配分計画、利用状況調査、利用意向調査、農地中間管理機構との協議等

#### (2) 効果

農地情報を的確に把握しやすくなることにより、行政（農業委員会と市）が連携して農地の利用増進や担い手への集積等の施策を推進しやすくなるとともに、広く市民が農地情報を閲覧することができるようになり農地の利用集積が促進される。

## 【参考】



### 4 対象件数

- ・農家世帯数 6, 177戸 (平成25年8月1日現在)
- ・農家人口 22, 069人 (平成25年8月1日現在)
- ・経営耕地面積 5, 208ha (平成25年1月1日現在)
- ・農地筆数 約70, 000筆 (平成26年11月1日現在)

### 5 スケジュール

- ・～平成27年1月 システム改修、テスト
- ・平成27年3月 追加情報項目の入力完了、全国農業会議所にデータ提供
- ・平成27年4月 公表・システム運用開始

### 6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、厳格に対処する。

#### (1) システム上の保護

ア 端末機の操作に当たっては、個人IDによる認証、パスワードの設定を行い、端末機の操作を関係者に限定する。

イ 端末機とサーバは専用回線により接続し(農業委員会と農政部計画課)、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

#### (2) 運用上の保護

ア パスワードは定期的に変更する。

イ 電子記録媒体(USBメモリ)及び帳票など個人情報が掲載された書類は、金庫に保管するなど、適正に管理する。

ウ サーバは盗難防止ケーブル等で机等に固定する盗難防止措置を施し、厳重に管理する。

エ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内

容を復元できない状態にして消去する。

オ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに消去する。

カ 個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

